

秋田県第二種特定鳥獣管理計画の変更について

自然保護課

1 変更の背景

ツキノワグマ被害対策として、被害防止体制の整備や県民に対する注意喚起、狩猟者の育成・確保などを実施しているが、目撃件数の増加に伴い、有害捕獲頭数は依然として高い水準で推移している。

また、ニホンジカ及びイノシシの生息は全県域に拡大してきており、今後、深刻な被害を及ぼすことが懸念されている。

2 特定鳥獣管理計画の変更

(1) 狩猟期間の延長

① 内容

- ・国が基本的な狩猟期間として定めている「11月15日から翌年2月15日まで」を、本県の第二種特定鳥獣管理計画（第4次ツキノワグマ、第1次ニホンジカ、第1次イノシシ）を変更して「11月1日から翌年2月15日まで」とする。

② 変更する理由

- ・野生鳥獣の人里への出没を抑制するため、狩猟期間を延長し、捕獲圧を強化する。

③ 対象鳥獣

- ・ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ

④ 対象区域

- ・全県域

(2) 変更までのスケジュール

- ・平成31年5月 関係自治体及び自然保護団体等からの意見聴取
- ・平成31年6月 秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会からの意見聴取
- ・平成31年7月 秋田県環境審議会自然保護部会に諮問
- ・平成31年8月 変更計画の公表、環境大臣報告

【参考】

1 ツキノワグマの目撃件数と捕獲頭数

(単位：件、頭)

年度	目撃件数	捕獲頭数			
		事前調整	有害	狩猟	計
H25	282	5	128	15	148
H26	387	19	236	4	259
H27	328	20	81	5	106
H28	869	19	456	1	476
H29	1,303	24	769	41	834
H30	919	21	388	20	429

※目撃件数は、県警資料による (H30は、H31.2.10現在)

※捕獲頭数は、地域振興局データによる (H30は、H31.2.10現在)

2 ニホンジカの目撃頭数

(単位：頭)

年度	鹿角	北秋田	山本	秋田	由利	仙北	平鹿	雄勝	不明	県計
H25	1	1	3	1			1	2	1	10
H26	4	5	2	6	3	5	5		7	37
H27	2	5	10	9	1	12	1		12	52
H28	11	15	33	19	1	8		1		88
H29	4	12	38	6	8	15		2		85
H30	4	10	18	10	10	4	4	4		64

※県自然保護課データ (H30は、H31.2.10現在)

3 イノシシの目撃頭数

(単位：頭)

年度	鹿角	北秋田	山本	秋田	由利	仙北	平鹿	雄勝	不明	県計
H25								2		2
H26					1		1	3		5
H27		1			2			5		8
H28		12	1	5	11	10		3		42
H29	1	11	2	1	12	3	2	11		43
H30			2	10	15	5	1	49		82

※県自然保護課データ (H30は、H31.2.10現在)

※H30の捕獲は28頭、うち放射性物質検査を20頭実施 (国基準値超え3頭)